

平成28年10月3日

各 部 局 長 様

志木市長 香 川 武 文

平成29年度予算の編成について（通知）

平成29年度の予算編成方針を別紙のとおり定めたので、通知する。
なお、予算規則第5条の規定により、所管の課長に対し、予算の編成
について指示するよう、あわせて通知する。

平成 2 9 年 度 予 算 編 成 方 針

「“市民力”再発見！夢と未来を語れる ふれあいあふれるまち志木」。

平成 2 9 年度は、私が掲げたまちづくり 3 5 の実行計画の完成を踏まえ、まちづくりの新たな取組を始動させる年度となる。平成 2 9 年度予算編成にあたっては、4 年間の取組を総括し、市民との対話を通じていただいた意見を分析したうえで、市民にとって真に必要な予算を編成していくものとする。

また、編成を進めるにあたり、真に市民が望む政策を具現化するためには、市民との協働のまちづくりを実施することを念頭に置き、職員一人ひとりが創意工夫を凝らすことが必要不可欠である。

そのためには、職員自らが「待ちの姿勢」ではなく、積極的に現場に飛び込み、市民の声を傾聴することが重要である。そのようにして得られた多様な情報を分析したうえで、適正なプロセスを踏む必要がある。

あわせて、次の 5 つの事項を基本的な考え方として、予算編成の柱とすべきものとする。

第一に、まちづくり 3 5 の実行計画については、平成 2 8 年度末で終了し、平成 2 9 年度は、新たな取り組みを始動させる年度である。これまで実施してきた事業について総括を行うとともに、市民の喜びにつながる事業を検討すること。また、予算を必要としない事業についてもあわせて検討すること。

第二に、事業判定会及びサマーレビューの結果、職員提案を踏まえた予算とすること。

事業判定会及びサマーレビューの対象となった事業については、その議論の結果を尊重し、行政効果や効率性、行政関与の妥当性等の観点から事務事業を検証し、必要な見直しを行った予算を計上されたい。また、職員提案制度により提案のなされた事業についても、積極的に予算編成に反映させていくこと。

さらに、全国の寄附者から本市にいただいた寄附金を積立てしたまちづくりサポート基金の財源を活用し、市民サービスに有効な事業を計上すること。

第三に、国・県補助金の積極的な活用等により一般財源の持ち出しを

減らすこと。

平成29年度より新市庁舎建設事業が開始される。今後、市庁舎をはじめとして老朽化する公共施設の更新等で多大な財政出動を控えていることから、国・県補助金を積極的に活用することで一般財源の持ち出しを縮小し、公共施設安心安全化基金への積立てを行っていかねばならない。職員一人ひとりが国・県の動向を注視することはもちろん、同様の事業を実施している他市町村における財源の活用状況等の情報を収集し、新たな財源確保に努め、財源の取りこぼしがないようにすること。

また、国・県の施策との協調、近隣市町との地域連携といった視点を持つことにより、少ない経費でより高い効果を得られるような事業展開を図ることが重要である。

第四に、全国に志木市の取組を発信することを念頭に、志木市将来ビジョンにて掲げるまちの将来像の実現に向け、市民の健康づくりプロジェクト、子育て世代定住プロジェクト、暮らしやすさ向上プロジェクト及び魅力発信プロジェクトの4つのプロジェクトから構成する志木市戦略プロジェクトを具現化する事業を計上すること。

第五に、所期の目標を達成した事業、民間で対応可能な事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に見直しを行うこと。また、新規事業を計上するにあたっては、事業の期間設定を明確にすること。

以上のことを予算編成にあたっての基本的な考え方としつつ、下記の点にも注意して、平成29年度の予算編成に取り組んでもらいたい。

記

1 総括的事項

(1) 予算要求における各事業の経費の見積りにあたっては、最少の経費で最大の効果が得られるよう検討し、単年度のみならず将来に向けて持続可能な財政運営をめざすことを共通の認識とする。

また、各課で所管する分野ごとの事業計画の推進にあたっては、行政の強みを最大限活かし、データを収集・分析して、将来発生するであろう課題に対し、事前に解決すべく必要な予算を計上すること。

(2) 前例踏襲は認めない。事業判定会及びサマーレビューの対象となった事業だけでなく、すべての事務事業について、PDCAサイクルの徹底を図り、決算の状況も踏まえ、聖域なく見直しを行うことで事

業の新陳代謝を加速し、社会情勢の変化に適切に対応すること。

新規事業を予算計上する際には、事業の推進による効果を具体的かつ明確にすることとし、その達成目標は原則としてアウトカム指標（事業の効果を表す指標）により設定すること。また、2年以上の期間で実施する事業の場合、事業実施期間における予定事業費の総額を明らかにすること。あわせて、事業実施に伴う直接的な効果だけでなく、波及効果も想定するなど、ストーリーのある事業展開を図ること。

また、既存事業についても、当初見込んだ事業効果が得られていない事業、既に役割が失われている事業は、事業の廃止を含めて検討することとし、新規事業の立案にあたっては、事業期間を設定すること。

(3) 志木市ふれあいミーティング「市長と話そう！まち・夢・未来」で寄せられた意見や、市民を対象として行った各種調査の結果等により、潜在的な部分も含め市民ニーズを的確に把握し、新たな市民サービスを提起することにより、市民生活の向上を図ること。

(4) 近隣市町との地域連携を念頭に、協働による相乗効果や事業の効率化を図るため、近隣市町の予算編成の動向を的確に把握すること。

(5) 部局協働（連携）を念頭に、複数の部局にまたがる政策課題については、より体系的で効果的な予算を編成するという観点から、予算要求にあたっては、あらかじめ関係する部局間で調整を行うこと。

(6) 市民協働や民間活力など「市民力」の活用を念頭に、民間を含めた市全体の財産を最大限に活用することにより、限られた職員数で効率的に質の高い市民サービスを提供していくことができるよう、政策課題に対応する仕組みを検討すること。

(7) 各分野の計画に掲載されている項目のみならず、各部局とも、市民ニーズや時代の趨勢を的確にとらえた、本市の魅力向上に寄与する事業を企画立案すること。

各担当にあっては、ルーティンワークに安住せず、徹底した議論を行い、アイデア行政の視点をもって、ボトムアップで魅力ある事業を考案していくこと。

また、職員提案がなされた事業については具体化を検討するとともに、必要に応じて予算要求に反映させること。

2 具体的事項

(1) 歳入関係

①原則

市税や地方交付税等については、経済情勢や過去の実績等を踏まえ、的確な見通しのもとに収入見込額を算出するとともに、一般財源に限りがある財政状況を勘案の上、各種事業の執行にあたっては、国・県補助金や使用料・手数料等の特定財源の確保に努めること。

特に、国・県補助金については、国・県の施策や方針、補助制度を十分研究し、積極的に活用すること。

②市税の確保

市税は自主財源の根幹をなすものであり、重要な財源であるとの認識に立ち、課税の公正、負担の公平を期すとともに、自主財源である市税の確保がますます重要になっていることから、課税客体・課税標準の的確な把握及び徴収率の向上に一層努め、歳入の確保に万全を期すこと。

③歳入確保の推進

市税をはじめ負担金や貸付金等の滞納整理を強化し、収入未済額の削減に努めるとともに、徴収見込額について適切に歳入予算に計上すること。

また、国・県支出金を伴う事業については、市の施策上、真に必要なものを峻別し、その政策効果、必要度・緊急度及び後年度負担を十分検討するとともに、必要なものは徹底して確保に努めること。

さらに、自主財源を発掘し確保するために、利用価値の低い市有財産について積極的に売却または賃貸借を行うなど有効活用を図るとともに、広告収入が期待できる事業についても検討すること。

④使用料・手数料の見直し

使用料及び手数料については、受益者負担の原則に則り、近隣市等他の地方公共団体や同種のサービスを提供する民間事業者の状況を十分に研究し、適正な金額かどうか十分吟味すること。

⑤市債の活用方針

新庁舎建設事業の財源として多額の市債が見込まれており、今後数年において市債残高の大幅な増加が見込まれている。市債の活用にあたっては、後年度における財政負担を考慮するものであること。

したがって、元利償還金に対して後年度に交付税措置のある有利な

事業への配慮など起債対象事業の選択に努め、安易に財源を市債に求めた事業計画とならないよう注意すること。

(2) 歳出関係

①原則

事業判定会及びサマーレビューの結果も踏まえ、本市の行政サービス水準の現状や市民ニーズを的確に把握し、従来の概念にとらわれることなく、柔軟な発想で既存の制度・施策全般について、引き続き徹底した総点検・総見直しを行うこと。

特に、国・県の制度によらず、市が独自に実施しようとする新規事業については、事業の終期を設定し、事業開始後は、事業の効果を定量的に把握すること。

継続することとなった事業についても決算分析を徹底して行い、予算額との乖離が大きいものについては原因を究明したうえで、事業の改善を図るとともに、過度な不用額の発生や安易な予算流用を行うことのないよう精度の高い見積もりを行うこと。

②補助金・負担金の見直し

補助金・負担金については、終期を設定するとともに、目的の達成度や社会情勢に即して必要性を検証すること。

また、補助金については、団体組織等運営費補助から事業費補助に考え方をシフトし、見直しを図ること。

なお、見直しに当たっては、関係者と十分な情報交換、協議を行い、理解を求めながら行うこと。

③物件費の見直し

物件費については、集中的に内容を精査・検証し、事業の効率化に向けて取り組むこと。

特に、委託料については、費用対効果の観点から、委託業務の範囲や内容について前例踏襲することなく、十分精査すること。また、新規に委託しようとする業務についてはもちろん、現状において委託している事業についても、委託することが真に必要かどうか、職員が直接行う場合と比較してどのような効果があるのかを十分に検討のうえ予算計上すること。

旅費については、新たな施策の具現化や、職員の資質向上につながる研修のための先進地等への旅費は、市民サービスの向上及び職員育成の観点から、積極的に予算計上すること。

需用費及び役務費については、決算額等を踏まえた上で必要性を十分に吟味し、経費の節減に努めること。

④維持補修費・維持補修工事費について

公共施設の維持補修費・維持補修工事費については、予防保全の視点も取り入れるとともに、志木市公共施設等マネジメント戦略に基づき、計画的な予算計上に努めること。

ただし、市民サービスに直ちに影響を及ぼすことが懸念される公共施設の修繕工事については、遺漏なく当初予算に計上するとともに、早急な対応が必要な場合は、補正予算に計上するなど、必要な予算措置を行うこと。

(3) 特別会計及び企業会計

独立採算の原則に立ち、徹底した経営努力による経費の削減・合理化や収納率の向上対策を講じ、歳入の確保に努めるとともに、経営体質の改善を行い、一層の経営基盤の強化に努めること。

また、赤字補てんを目的とした一般会計からの繰入金のある会計にあっては、経営努力を行うとともに負担のあり方についての見直しを十分に行い、繰入金を抑制すること。

なお、具体的な予算編成方針等については、一般会計に準じること。